

用語解説

人権全般

*1 世界人権宣言

人権及び自由を確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会（パリ）において採択された。前文及び30条の条文から成り、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしている（P85に掲載）。

*2 国際人権規約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、その内容を条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つが採択され、それぞれを「社会権規約」「自由権規約」とも呼ばれる。1966（昭和41）年の第21回国連総会において採択され、1976（昭和51）年に発効し、日本は1979（昭和54）年に批准した。

*3 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別（人種・皮膚の色・血統・民族・部族等の違いによる差別）を撤廃する政策等を、適切な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。1965（昭和40）年の第20回国連総会において採択され、1969（昭和44）年に発効し、日本は1995（平成7）年に批准した。

*4 世界人権会議

国連の主催によりオーストリアのウィーンで1993（平成5）年6月14日から同月25日にかけて開催された、人権に関する国際会議。冷戦終結後開催された最初の人権に関する国際会議であり、その成果は「ウィーン宣言及び行動計画」としてまとめられた。

*5 人権教育のための国連10年 1995（平成7）年～2004（平成16）年

人権教育の定義や基本目標、行動計画等を定めたもの。1993（平成5）年に世界人権会議において協議され、1994（平成6）年に国連により決議された、国連はこの中で、人権教育とは「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、「人権という普遍的な文化」を構築するために行う研修、普及、及び広報（情報提供）の努力」と定義し、下記の5つの基本目標を定めた。

1. ニーズの把握と戦略の形成
2. 国際社会、国際的な地域(regional)、国(national)、地方(local)の各レベルでの人権教育プログラムの立案とその強化
3. 人権教育教材の開発
4. マスメディアの役割強化
5. 「世界人権宣言」の普及

日本政府は、1995（平成7）年12月、内閣に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997（平成9）年7月「国内行動計画」を策定した。

***6 人権教育のための世界計画（人権教育のための世界プログラム）2004（平成16）年～**

「人権教育のための国連10年」（1995（平成7）年～2004（平成16）年）の終了を受け、その後継の計画として、各国政府の人権教育に対する具体的努力の方向性を明確化し、より特定の領域に焦点化し、効果的な人権教育を継続して実施していくために、数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定めた行動計画として策定されたもの。2004（平成16）年12月の第59回国連総会において採択された（日本は共同提案国）。この計画では、終了時限を設けずに5年毎の「フェーズ及び行動計画」を策定（当初3年毎の予定だったが、第1フェーズ計画が2年延長されて以降5年毎となった）することとしている。各フェーズは下記のとおり。

第1フェーズ（2005—2009）は、初等中等教育における人権教育の統合

第2フェーズ（2010—2014）は、高等教育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人を対象とした人権研修

第3フェーズ（2015-2019）は、第1及び第2フェーズの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進

第4フェーズ（2020—2024）は、人権教育を通じた青少年の強化

***7 持続可能な開発目標（SDGs, エス・ディー・ジーズ）**

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標。17のゴール（P94に記載）及び169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

***8 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約**

仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準。第108回国際労働機関（ILO）総会で2019（令和元）年6月21日採択（発効日は2021（令和3）年6月25日）。仕事の世界における暴力とハラスメントを、人権の侵害あるいは虐待の一形態と位置づけ、機会均等に対する脅威であり、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と両立せず、容認できないものであるとしている。また、家庭内暴力が仕事に影響を及ぼす恐れについても記載している。

***9 労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）**

1966（昭和41）年7月21日に施行された「雇用対策法」を前身とし、2018（平成30）年の改正で現在の名称に変わり、労働条件政策や労働人権政策が大量に追加された。その後、2019（令和元）年の改正（2020（令和2）年6月1日施行）により、以下の条項が盛り込まれ、パワーハラスメント対策が事業主の義務と位置付けられた（中小事業主は2022（令和4）年4月1日から義務化）。

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害される

ことのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

***10 人権教育・啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）**

人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、国による基本計画の策定、毎年の国会における年次報告、財政上の措置等、必要な措置を定めた法律。2000（平成 12）年 12 月に施行された。また、2002（平成 14）年 3 月には、同法第 7 条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示された（P93 に全文掲載）。

女性

***11 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）**

女子差別の撤廃を定めた多国間条約。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。前文及び 30 か条から成り、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために、教育の分野も含めて必要な措置をとることを求めている。1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会において採択され、1981（昭和 56）年に発効し、日本は 1985（昭和 60）年に批准した。

***12 ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）**

各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。世界経済フォーラムが経済・教育・保健・政治の 4 分野について、合計 14 の指標の男女差を算出し、2006（平成 18）年より毎年発表している。

***13 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）**

企業の事業主が募集・採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由にした差別を禁止すること等を定めている。1985（昭和 60）年に制定され、1986（昭和 61）年に施行された。各種差別禁止の項目の多くは努力規定だったが、1999（平成 11）年の改正により禁止規定となった。また、2007（平成 19）年の改正では出産・育児等による不利益取扱いの禁止や、1999（平成 11）年の改正で規制されていなかった男性に対する差別、さらにはセクシュアルハラスメントの禁止等が規定された。2017（平成 29）年の改正では、マタニティハラスメントに対する禁止規定が制定された。2020（令和 2）年 6 月 1 日から改正法が施行され、職場のパワーハラスメント防止措置が義務づけられた（ただし、中小企業では、2022（令和 4）年 3 月 31 日以前は努力義務）。

***14 国籍法**

日本国民（日本国籍の所有者）たる要件を定めるために制定された法律。1950（昭和 25）年に公布・施行された。

***15 男女共同参画社会基本法**

1999（平成 11）年 6 月に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の 5 つを掲げている。この基本理念にのっとり国及び地方公共団体が果たすべき役割や財政措置、政府の国会における年次報告義務等を定めている。

***16 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）**

ストーカー行為を処罰する等必要な規制を行うとともに、その対象者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止することを目的とする法律。「桶川ストーカー殺人事件」を契機に議員立法され、2000（平成 12）年 11 月 24 日に施行された。その後、2013（平成 25）年及び 2016（平成 28）年の改正で、禁止命令等の制度の見直しや、電子メール・SNS メッセージの連続送信等の規制・罰則の見直しが行われた。

***17 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）**

配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。2001（平成 13）年 4 月 13 日公布、同年 10 月 13 日施行（一部は翌年 4 月 1 日施行）。2013（平成 25）年の改正で、生活の本拠を共にする交際関係にある相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者についても準用することとされた。

***18 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）**

働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現することを目的として、2015（平成 27）年 8 月に 10 年間の時限立法として成立し、同年 9 月に施行された。国・地方公共団体及び 301 人以上の大企業に（1）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（2）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表、行動計画の届出を義務付けた（300 人以下の中小企業は努力義務）。また、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品等に付することができる。2019（令和元）年の改正で、新たに特例認定制度「プラチナえるぼし」が創設されるとともに、情報公表項目が追加され、行動計画の策定義務が 101 人以上の事業主に拡大（2022（令和 4）年 4 月 1 日施行）されることになった。

***19 ジェンダーハラスメント**

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせを指し、女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うこと。広義のセクシュアルハラスメントとされる。

*20 ポジティブアクション

社会的、構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。主に、仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮できる環境や機会を提供する等、企業の自主的な取組みや制度を表す場合に用いられる。

*21 教育基本法

1947(昭和 22)年に公布・施行された旧教育基本法を 2006(平成 18)年に全部改正したもの。
第 2 条 (教育の目標) に「男女平等」が新たに盛り込まれた (P90 に全文掲載)。

子ども

*22 子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約。18 歳未満の児童 (子ども) を、「権利を持つ主体」と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。前文と本文 54 条からなり、子どもの「生存」「発達」「保護」「参加」という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。1989 (平成元) 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 (平成 2) 年に発効した。日本は 1994 (平成 6) 年に一部 (第 37 条(C)) を留保して批准した。

「第 37 条(C)」条文

「自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童 (18 歳未満) は、成人 (18 歳以上) とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。」

日本の「第 37 条(C)」の留保について

「日本国は、児童の権利に関する条約第 37 条(C)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として 20 歳未満の者と 20 歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第 2 文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。」

*23 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとし、この原理を実現するための国及び地方公共団体の責任、児童福祉司等の専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。1947 (昭和 22) 年、新憲法下の第一特別国会で制定され、社会の変化に応じて改正が繰り返されている。1997 (平成 9) 年の改正では、親の希望による保育所の選択、年齢に応じた保育費の均一化 (保護者の収入等個別

事情を加味しない)等が盛り込まれ、2016(平成28)年の改正では、(1)児童福祉法の理念の明確化等、(2)児童虐待の発生予防、(3)児童虐待発生時の迅速・的確な対応、(4)被虐待児童への自立支援の4点について大幅な改正が行われた。また、2019(令和元)年の改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、親による体罰の禁止、児童相談所の機能強化等に関する規定が整備されている。

***24 児童憲章**

1951(昭和26)年5月5日に中央児童福祉審議会の提案により制定された、日本における児童福祉の基本精神を明示した憲章。前文・総則・本則12条からなる。

***25 児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)**

1996(平成8)年にストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」において、日本が東南アジアにおける子ども買春の加害者、及び子どもポルノの生産地として国際社会からの強い非難をあげ、日本国内においては援助交際が社会問題化していたことから、1999(平成11)年5月18日に議員立法によって成立した法律。翌年5月26日に公布、同年11月1日に施行された。2014(平成26)年の改正で、法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」とし、児童ポルノの定義の厳密化、性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止、児童ポルノの製造・所持を禁止・処罰すること、インターネット事業者への捜査協力等について規定された。

***26 出会い系サイト規制法(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)**

出会いサイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護することを目的に、出会い系サイト等の運営者及び保護者、国及び地方公共団体の責務等を定めた法律。2003(平成15)年6月13日に公布され、同年9月13日から順次施行された。児童を性交の相手方となるよう誘引する行為の禁止や、児童による出会い系サイトの利用を防止するための義務等について規定されたが、その後も被害が増加したため、2008(平成20)年の改正で出会い系サイト事業者への規制強化や、事業者や保護者によるフィルタリング等が義務化された。

***27 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)**

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置や、有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、有害情報の閲覧機会を少なくするための措置等を定めた法律。インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、2008(平成20)年6月11日に可決・成立し、翌年4月1日に施行された。青少年のインターネット利用に関し、保護者の義務(フィルタリングソフトウェアの利用やインターネットの利用の適切な管理等)及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の義務(18歳未満が契約・使用する場合は、フィルタリングの導入を条件とすること等)を明記している。

***28 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

18歳に満たない者を「児童」とし、「児童虐待」の定義を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、児童福祉関係者の児童虐待早期発見義務、発見者の児童相談所への通告義務、保護者への出頭要求や立入調査、虐待を受けた児童等への支援、児童虐待を行った保護者への指導等が定められている。2020（令和2）年の改正により、児童のしつけに際して体罰を禁止する条項が加わった。

***29 いじめ防止対策推進法**

いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定している。2011（平成23）年に発生した「大津市中2いじめ自殺事件」が契機となり、2013（平成25）年6月21日に与野党の議員立法によって成立し、同月28日に公布、同年9月28日に施行された。「いじめ」を定義し、学校設置者及び学校のいじめ防止に関する措置（道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめへの対策等）を明確化するとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策（いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、調査研究の推進、啓発活動等）を定め、「重大事案」の定義と対処の指針についても定められている。

***30 子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）**

日本の子どもの貧困率はOECD加盟国の中でも高い水準となっており、特にひとり親世帯の貧困率はOECD加盟国中最も高い水準である。この状況を踏まえ、子どもの貧困に関する指標を把握し、子どもの貧困率削減の数値目標を定め、目標実現のための経済的・教育的支援を講ずる義務を国及び地方公共団体に課す法律が、2013（平成25）年6月19日に国会で成立し、同月26日公布、翌年1月17日に施行された。その後、2019（令和元）年の改定で、市区町村の「子どもの貧困対策についての計画」策定（努力義務）等が追加された。

***31 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）**

インターネット上で交友関係を構築するWebサービスのひとつ。誰でも参加できる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、すでに加入している人からの紹介で参加できる。趣味・職業・居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

***32 江津市要保護児童対策地域協議会**

虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図り、かつ、その家庭を支援するため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための組織。2004（平成16）年の児童福祉法改正により、地方公共団体への設置が規定された。本市においては2005（平成17）年に設置した。現在は、江津市子ども・子育て会議委員が江津市要保護児童対策地域協議会委員を兼務しており、(1)識見を有する者、(2)福祉・保健・医療及び教育に関する団体又は機関の推薦を受けた者、(3)子どもの保護者、(4)その他市長が必要と認める者によって構成される。

***33 江津市子育てサポートセンター（NPO法人ちゃいるどりーむ）**

「江津市次世代育成支援行動計画」に基づき、次代を担う子どもたちや子育て家庭に対して交流・支援等の事業を行い、子育て家庭、地域、行政が一体となった子育て支援の推進に寄与する

ことを目的として、2005（平成 17）年に江津保健センター内に設立。2012（平成 24）年からは運営を「NPO法人ちやいるどりーむ」に委託し、子育て総合相談窓口でのアドバイスやファミリーサポートセンター事業、子育て中の親子が集う場の提供等、子どもの育ちや保護者の支援を行っている。2016（平成 28）年 8 月からは、江津駅前の江津ひと・まちプラザ「パレットごうつ」内に移転し活動している。

***34 保育所保育指針**

保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容等保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。1965（昭和 40）年に策定されて以降数度の改定を経て 2018（平成 30）年改定版が本基本方針策定時点で最新のもの。全国の保育所はこの指針に基づき、子どもの健康・安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して保育を実施する。

***35 幼保連携型認定こども園教育・保育要領**

幼保連携型認定こども園の、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。2014（平成 26）年 4 月に内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示により公示し、2015（平成 27）年 4 月に施行した。「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」との整合性を保ち、小学校における教育との円滑な接続に配慮して策定されている。

高齢者

***36 ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進 10 か年戦略）**

1989（平成元）年に策定された、高齢者保健福祉の推進を目的とした 10 か年計画。本計画により、在宅福祉事業が数値目標をもって積極的に進められることとなり、本計画を円滑に推進するため、1990（平成 2）年に老人福祉法等が改正され、全市町村及び都道府県が「老人保健福祉計画」を策定することが義務づけられた。これらにより、市町村において、在宅サービスと施設サービスが一元的かつ計画的に提供できるような体制が整えられた。さらに、全国の地方公共団体で作成された老人保健福祉計画の内容を踏まえて、1994（平成 6）年には、計画の内容を見直して一層の充実を図る「新・高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（新ゴールドプラン）」が策定された。

***37 介護保険法・介護保険制度**

1990 年代に入り、高齢者保健福祉の基盤整備が強化されたが、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりの高齢者増加、介護ニーズの増大が見込まれる一方で、核家族化の進展等による家族の介護機能が低下し、高齢期の介護が家族にとって身体的・精神的に大きな負担となってきた。このことを踏まえ、高齢者の介護の問題を一部の限られた問題としてとらえるのではなく、国民皆で支える仕組みとして、1997（平成 9）年に介護保険法が成立し、2000（平成 12）年 4 月から介護保険制度が施行された。被保険者を 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に分け、第 1 号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、第 2 号被保険者は、加齢に伴う疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受

けることができる。保険者は市町村と特別区(広域連合を設置している場合は広域連合)であり、介護サービス費用の9割(所得によっては8割、7割)を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営している。財源は公費5割、保険料5割。

***38 成年後見制度**

認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が十分でないために、財産管理や契約・遺産分割協議等における判断が困難な人を保護・支援する制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」に分かれており、「法定後見制度」においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自ら法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができる。

***39 高齢者虐待防止法(高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)**

近年、介護保険制度の普及・活用が進む一方、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設等で表面化し、社会的な問題となったことから、これを防止する目的で2005(平成17)年11月1日に国会において議員立法で可決・成立し、翌年4月1日から施行された。65歳以上の者を「高齢者」と定義し、「高齢者虐待」を「養護者による虐待」と「養介護施設従事者による虐待」に分け、この法律に規定する5種の虐待(①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待)を防止するための国・地方自治体及び国民の責務や役割等を定めている。

***40 地域包括ケアシステム**

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。市町村においては、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくこととされている。

障がい者

***41 ノーマライゼーション**

高齢者や障がい者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備・実現を目指す考え方。従来の福祉活動で行なわれてきた、社会的弱者を社会から保護・隔離する傾向を反省し、すべての障がい者の日常生活の様式や条件を、通常の世界環境や生活様式に可能なかぎり近づけることを目指す。また障がい者が自己を確立し、社会的価値のある役割をつくりだし、それを維持できるよう援助していくことも大切であるとされる。日本では、1981(昭和56)年の国際障害者年をきっかけに認知され始めた。

***42 障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)**

障がい者の尊厳を守るために、2011(平成23)年6月17日に成立し、同月24日に公布され、翌年10月1日から施行された。障がい者に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務や役

割、発見者の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。

***43 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。前文及び 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。障がい者に関する初めての国際条約で、2006（平成 18）年に国連総会において採択され、2008（平成 20）年に発効した。日本は 2014（平成 26）年に批准した。

***44 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013（平成 25）年 6 月に制定され、2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行された。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

***45 合理的配慮**

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」により規定された。

***46 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）**

障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。障がい者に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する義務（障がい者雇用率（法定雇用率）に相当する障がい者の雇用義務）をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。1960（昭和 35）年に制定された「身体障害者雇用促進法」に、知的障がい者も適用対象に加えて 1987（昭和 62）年に名称変更された。1997（平成 9）年に知的障がい者の雇用義務を加え、2006（平成 18）年に精神障がい者及び短時間労働者も対象とし、2016（平成 28）年には「障害者権利条約」の批准や関係法制の変化により、障がい者差別禁止規定や合理的配慮の概念が導入されたほか、2018（平成 30）年には法定雇用率の算定基礎に、精神障がい者を加える改正法が施行された。

***47 あいサポート運動**

様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていくことを目的とした運動。2009（平成 21）年 11 月に鳥取県で始まり、その後全国に広がった。2011（平成 23）年 4 月からは島根県も取り組んでいる。障がい者の手助けをする意欲のある「あいサポーター」が「あいサポートバッジ」を日常的に身に付け、障がい者が気軽に手助けを求められるようにするとともに、共生社会実現にむけての意識醸成と「あいサポート」の輪を広げる運動を行う。

***48 インクルーシブ教育システム (inclusive education system)**

障がいのある人と障がいのない人が、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における最も確かな指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのこと。「障害者権利条約」によると、「人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がい者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み」とされている。また、「障がい者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accommodation)が提供されること等が必要」とされている。

***49 ユニバーサルデザイン**

年齢・性別・身体的状況・国籍・言語・知識・経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを指す概念。アメリカ合衆国のノースカロライナ州立大学教授ロナルド・メイスにより提唱され、デザイナーへの指針として、以下の「7つの原則」を提案している。

- (1) 公平に利用できること、
- (2) 使用にあたり柔軟性があること
- (3) 使い方が簡単でわかりやすいこと
- (4) 必要な情報がすぐに理解できること
- (5) 使い方を誤っても危険につながらないこと
- (6) 無理な姿勢をとることなく楽に使えること
- (7) 接近して操作しやすい寸法や空間になっていること

***50 バリアフリー**

高齢者や障がい者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報の障壁 (バリア) をすべて除去すること。日本では 1970 (昭和 45) 年代半ばから福祉的な取り組みとして進められ、段差をなくした道路やエレベーター付きの駅ホーム、車椅子でも使いやすい公共施設や乗り物のほか、風呂や廊下に手すりを付けたり、戸口を広くするなど工夫をした住宅等が普及するようになった。また 1993 (平成 5) 年策定の「障害者対策に関する新長期計画」にはバリアフリー社会の構築を目指すことが明記され、2000 (平成 12) 年、バリアフリーに関する関係閣僚会議が設置された。2006 (平成 18) 年には「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」が施行。近年では、障がい者政策にとどまらず、すべての国民が安全・快適に過ごせる社会構築のための基本的な理念となっている。

***51 ユニバーサル社会実現推進法 (ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)**

障がいの有無・年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する「ユニバーサル社会」の実現を目的とした法律。障がい者・高齢者に対する社会的障壁の除去、あらゆる分野における

活動への参画機会確保、安全・安心な生活環境、円滑な情報取得及び利用環境、利用しやすい施設・製品等により、自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするための諸施策を定めている。2018（平成 30）年 12 月 14 日公布・施行。

同和問題

*52 同和对策審議会答申

1960（昭和 35）年に総理府の附属機関として設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965（昭和 40）年 8 月 11 日に提出した答申。わが国の同和对策の原点であり、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを確認した、歴史的にも価値のある文書。部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記し、同和問題を「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され」「もっとも深刻にして重大な社会問題である」と捉えている。

また、部落差別が

1. 日本社会で作られ、温存されてきたこと
 2. 客観的に存在していること
 3. 永久に未解決のものではなく、必ず解決するが自然になくなるものではないこと
 4. 「心理的差別」と「実態的差別」が相互に因果関係を保っていること
- などを明らかにした。

*53 同和对策事業特別措置法

同和问题解決のために初めて国及び地方公共団体の責務を定めた法律であり、1969（昭和 44）年に公布・施行された（10 年間を期限とする時限立法）。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することを目的とし、地区内の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、地区住民の職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図るなどの措置を規定した。1982（昭和 57）年 3 月に失効。同年 4 月「地域改善対策特別措置法」が制定されたが、1987（昭和 62）年 3 月に失効。同年 4 月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（通称「地対財特法」）」に引き継がれた。同法は 1992（平成 4）年に 5 年間延長され、1997（平成 9）年 3 月に失効を迎えたが、同年 4 月に残事業処理のため 5 年間の財政上の特別措置をとる再改正法が施行された。その後 2002（平成 14）年 3 月に失効したことにより、特別対策としての同和对策事業はすべて終了した。

*54 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

部落差別の解消を推進するための法律。部落差別の解消については、1969（昭和 44）年に制定した「同和对策事業特別措置法」に基づき、生活環境の改善等に努めてきたが、2002（平成 14）年にその役割を終えて同法が失効した後、同和对策事業や人権擁護に関する法律が制定されなかった。2016（平成 28）年 5 月に自民党・公明党・民進党の議員が第 190 回国会に共同提案し、12 月の第 192 回国会で成立、同月 16 日より公布・施行された。部落差別が現存することを明記し、その解消のための国及び地方公共団体の責務と、国の施策（相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査）の推進等について規定している。罰則のない理念法であるが、「現

在もなお部落差別が存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとしている。

***55 本人通知制度**

住民票の写しや戸籍等を、本人等からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合に、市に事前に登録した人に対してその交付した事実を通知する制度。住民票の写しや戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的としている。本市は 2020（令和 2）年 1 月から運用を開始している。

***56 就職差別につながる主要 14 項目**

厚生労働省が掲げる「公正な採用選考の基本」に規定された、採用選考時に配慮すべき就職差別につながる質問事項。①本籍・出生地、②家族に関すること、③住宅状況、④生活環境・家庭環境等、⑤宗教に関すること、⑥支持政党、⑦人生観・生活信条等、⑧尊敬する人物、⑨思想、⑩労働組合・学生運動等社会運動に関すること、⑪購読新聞・雑誌・愛読書等、⑫身元調査等の実施、⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用、⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施の 14 項目について応募用紙に記入させる・面接時に尋ねる・作文を課す等によって把握することや⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるとしている。

外国人

***57 難民条約（難民の地位に関する条約）・難民の地位に関する議定書**

第二次世界大戦後、国連加盟国の中で、難民問題、特に難民の基本的人権保障に対する意識が高まり、難民の保護を保障し、問題を解決するためには国際的な協調と団結が大切であるという認識に基づいて、1951（昭和 26）年 7 月に開催された外交会議で採択された条約であり、日本は 1981（昭和 56）年に加入した。1967（昭和 42）年 1 月 31 日に採択された「難民の地位に関する議定書」は、1951（昭和 26）年の条約にあった地理的・時間的制約を取り除いたもので、日本は 1982（昭和 57）年に批准した。通常、この二つをあわせて「難民条約」と呼ぶ。「難民」を定義し、難民に国内制度上の諸権利と保護を与えることや、難民に対する人道支援や社会保障、帰化等について規定するとともに、滞在の不法性について刑罰を科さないことや、生命や自由が脅かされる地域への追放の禁止等が定められている。

***58 外国人登録法**

日本に在留する外国人の居住関係や身分関係の明確化、政府による適正な管理のための諸制度（外国人登録制度等）について規定した法律。それまでの旧・外国人登録令（いわゆるポツダム勅令の一つ）に代わるものとして、平和条約の発効に合わせて制定された。1952（昭和 27）年に施行され、2009（平成 21）年、第 171 回国会で「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立・施行されたことにより、2012（平成 24）年 7 月 9 日に廃止された。

***59 入管法（出入国管理及び難民認定法）**

出入国管理制度（日本国への入国、帰国、日本国からの出国、外国人の日本国在留に関する許可要件や手続、在留資格制度、出入国在留管理庁の役割、不法入国や不法在留に関する罰則等）、並びに難民条約及び難民議定書に基づく難民認定制度等を定めた法令。1951年（昭和26）年に公布・施行された。

***60 ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）**

本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動等を実施することについて規定した法律。近年、ヘイトスピーチについてマスメディアやインターネット等で大きく報道され、社会的関心が高まったことや、2014（平成26）年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されたことを踏まえ、2016（平成28）年5月24日に国会で成立し、同年6月3日に施行された。

***61 多文化共生社会**

総務省「多文化共生の推進に関する研究会」は、地域における多文化共生を、「国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しており、多文化共生社会はそれが実現できている社会を指す。

***62 やさしい日本語**

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語。2016（平成28）年度に法務省が実施した調査によると、日常生活に困らない程度以上の日本語会話を有する外国人の割合が調査対象者の82.2%であったこと、2018（平成30）年に東京都国際交流委員会が実施した調査によると、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人の割合が調査対象者の76%に上ったことなどを受け、出入国在留管理庁と文化庁は、2020（令和2）年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成して普及に努めている。

***63 公益財団法人しまね国際センター**

島根県民の国際交流活動・国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に寄与することを目的に、前身の「財団法人島根県海外協会」を改組して設立された。地域における中核的な国際交流組織として、国際交流・国際協力事業を実施するとともに、市町村・民間団体等の国際交流活動を支援している。近年は、外国人の定住者が増加してきたことから外国人住民の総合的な生活支援を重点事業として、相談から解決まで一貫した支援を行い、セーフティネット機能の強化に努めている。

***64 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**

外国人労働者が日本で安心して働き、在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮する環境が確保

されるよう事業主が行うべき事項について定められており、外国人雇用に関わる法律、採用募集、労働条件の決定・周知の方法等のほか、外国人労働者を雇用した際に行うべき実務の要点が整理されている。2007（平成 19）年に定められた。

***65 島根県外国人地域サポーター**

増大化する外国人住民の抱える問題やニーズを把握し、適切な行政サービスの利用をサポートするため、島根県は、外国人住民と行政等の橋渡し役を担う「島根県外国人地域サポーター」を、2015（平成 27）年度から設置している。

患者・感染者等及びその家族

***66 HIV（ヒト免疫不全ウイルス）**

人の免疫細胞に感染してこれを破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（AIDS）を発症させるウイルス。1983（昭和 58）年に分離され、日本では 1985（昭和 60）年に初めて感染者が認知された。主要感染経路は「性行為による感染」「血液を介しての感染」「母親から乳児への母子感染」の 3 つである。治療については、抗 HIV 薬の多剤併用療法にて行われる。ただ、完治・治癒に至ることは現在でも困難であるため、抗ウイルス薬治療は開始すれば一生継続する必要がある。一方、患者の平均余命は、新薬の開発等により非感染者とほぼ同水準まで延長されたとする研究結果もある。

***67 ハンセン病**

ハンセン病は、抗酸菌の一種である「らい菌」が、皮膚のマクロファージ内及び末梢神経細胞内に寄生することによって引き起こされる感染症である。感染力は弱く、ほとんどの人は自然の免疫があるため、“最も感染力の弱い感染症”とも言われている。現在では特効薬や治療法（多剤併用療法）も開発されており完治する病気だが、治療をせずに放置すると身体の変形を引き起こし、障がいが残る恐れもある。初期に治療を開始すれば障がいは全く残らない。

***68 無らい県運動**

1930 年代から 1960 年代にかけて全国的に行われた、すべてのハンセン病患者を療養所に隔離・強制収容させて、放浪患者や在宅患者を都道府県内から一掃しようとする社会運動。官民一体となって患者を摘発し強制的に療養所へ送り込んだほか、一般市民によるハンセン病患者の監視制度でもあり、周囲に隠れ暮らしているハンセン病患者を市民が発見した場合、警察等へ通報して患者を強制収容することを奨励する運動だった。

***69 らい予防法**

国は、1907（明治 40）年「癩予防に関する件」という法律を制定し、「放浪癩」と呼ばれる患者や元患者をハンセン病療養所に入所させることとした。その後、この法律は 1931（昭和 6）年に「癩予防法」として作り直され、隔離の対象となる患者の範囲が拡大、日本中のすべてのハンセン病患者を療養所に隔離できるようにした。この法律に前後して行われた「無らい県運動」により、ハンセン病根絶を目指した「強制隔離によるハンセン病絶滅政策」が広まった。その後、1953（昭和 28）年に「らい予防法」として作り直され、患者の就業禁止・療養所入所者の外出

禁止等を規定した。1996（平成 8）年に厚生大臣の謝罪とともに廃止され、2001（平成 13）年「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告が勝訴、内閣総理大臣談話、衆参両院で謝罪決議を経て、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が成立するとともに、厚生労働大臣及び副大臣が各療養所を訪問し謝罪した。

***70 ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）**

ハンセン病問題の解決に向けて、国及び地方公共団体の責務を明確化した法律。ハンセン病患者であった人達の福祉の増進及び名誉の回復、地域社会から孤立防止、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備、偏見と差別の防止等について明記している。2009（平成 21）年 4 月 1 日施行。

***71 SARS（重症急性呼吸器症候群）**

2002（平成 14）年 11 月、中国南部の広東省で発生した重症な非定型性肺炎は、瞬く間に世界 32 カ国に広がり、2003（平成 15）年 7 月 5 日にWHO（世界保健機関）によって終息宣言が出されるまでの 9 か月間に、死者 774 人、発症者 8,096 人（致死率 9.6 パーセント）が報告された。2003（平成 15）年 4 月 16 日に重症急性呼吸器症候群（SARS: severe acute respiratory syndrome）の呼称で報告され、新型のコロナウイルス（SARS-CoV）が原因であることが突き止められた。日本においては、同年 4 月に新感染症に、6 月に指定感染症に指定され、11 月 5 日より感染症法の改正に伴い第一類感染症としての報告が義務づけられるようになった。

***72 新型コロナウイルス（COVID-19）**

2019（令和元）年 12 月に中国湖北省武漢市で初めて検出され、以降世界各地で感染が拡大（パンデミック）した感染症。国際正式名称は「COVID-19」。「SARS-CoV2」がヒトに感染することによって発症する気道感染症であり、多くの場合、無症状または風邪様症状を伴う軽症で自然治癒するが、重症では急性呼吸窮迫症候群や敗血症・多臓器不全を伴い死に至ることもある。感染への恐怖から感染者や医療従事者、その家族や周囲の人への差別的言動を行う、いわゆる「コロナ差別」が社会問題となった。

***73 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）**

2014（平成 26）年 5 月 23 日に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律として成立し、翌年 1 月 1 日に施行された。この法律により、難病の患者に対する医療費助成に消費税等の財源が充てられることとなり、医療費の支給に関する費用は都道府県・指定都市の支弁とし、国はその半額を負担することが明記された。

犯罪被害者及びその家族

***74 犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画**

犯罪被害者等（被害者及びその家族又は遺族）の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること」等が定められている。また、国・地方公共団体が講ずべき基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療サービス・福祉サービスの提供、犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保、

居住・雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等が定められている。2004（平成 16）年秋の臨時国会（第 161 回国会）において成立した。同法第 8 条において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（「犯罪被害者等基本計画」）を定めなければならないこととしており、内閣府に設置された「犯罪被害者等施策推進会議」において案が作成され、2005（平成 17）年 12 月 27 日閣議決定ののち公表された。

***75 公益社団法人島根被害者サポートセンター**

2001（平成 13）年に犯罪被害者の相談窓口として「島根犯罪被害者相談室」が設立され、2008（平成 20）年に「島根被害者サポートセンター」として改組設立された。犯罪等の被害者及びその家族又は遺族に対して、付添支援活動・精神的支援活動、その他各種支援活動を行うとともに、社会全体で被害者等を支援する意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的に、各種啓発活動を行っている。

***76 性暴力被害者支援センターたんぼぼ**

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして、島根県が開設する「島根県女性相談センター」内に設置され、性暴力被害者に対する相談支援を行っている。

刑を終えて出所した人及びその家族

***77 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008**

2002（平成 14）年の刑法犯認知件数が戦後最悪の 285 万件に達し、社会不安が増大したことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、2003（平成 15）年 9 月から、首相が主宰し全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同年 12 月には、同会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定された。その後 5 年間の取り組みにより、治安状況は着実に改善しつつあったものの、依然として客観的な治安状況は戦後の安定期には及ばず、また、振り込め詐欺の多発、凶悪な事件の相次ぐ発生等により、国民の体感治安は依然として改善していなかった。そこで、政府では、2008（平成 20）年 12 月に開催された第 12 回犯罪対策閣僚会議において、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を持続的に講じていくため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」を策定し、再犯防止対策の一環として、刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとした。

***78 再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律）**

近年、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となったことから、再犯の防止等に関し、基本理念及び施策の基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした法律。国の責務として、再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実や社会における職業・住居の確保、再犯防止推進の人的・物的基盤の整備、再犯防止施策推進に関する重要事項や再犯防止推進計画の策定等を定め、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、国に準ずる施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定等を努力義務として課した。2016（平成 28）年 12 月 14 日に公布、施行された。

***79 浜田地区更生保護サポートセンター**

浜田市・江津市における更生保護事業の拠点として、2014（平成 26）年 12 月に開設された。保護司会運営の円滑化、保護司相互の連携強化、更生保護のワンストップサービス等を行う。

***80 保護司**

法務大臣から委嘱を受けた、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。身分は非常勤の国家公務員。業務内容は、保護観察対象者の保護観察、釈放後の社会復帰に向けての生活環境整備、犯罪予防の啓発活動等。本市における活動は、浜田地区保護司会江津分区が、毎年 7 月の強調月間を中心に「社会を明るくする運動」に関する活動を行うほか、学校や地区に出向いての啓発活動を行っている。また、保護観察対象者の更生に向け、担当保護司が月 2 回以上の面接を行い、日常生活や家庭の様子を確認しながら就学確保や、自立に向けた生活安定のため就労支援を行っている。

性的指向と性自認等

***81 L G B T**

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。2019（令和元）年 11 月に株式会社 LGBT 総合研究所が全国 20～65 歳の約 42 万人を対象に実施した「LGBT 意識行動調査 2019」によると、日本における LGBT のいずれかに該当する人は 10.0%（国民の 10 人に 1 人）という結果が報告されている。

***82 性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）**

性同一性障がい者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できることとした法律。2003（平成 15）年 7 月 10 日に成立し、翌年 7 月 16 日に施行された。2008（平成 20）年には、性同一性障がい者の性別取扱い変更にかかる審判要件の一部を変更し、現行の要件は、①20 歳以上であること、②現に婚姻していないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることとなっている。

***83 性同一性障害（Gender Identity Disorder, G I D）**

出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識（Gender identity、性同一性）を持ち、自らの身体的性別に持続的な違和感を覚える状態の医学的な診断名及び状態像。身体の性別と性同一性の齟齬に違和感や嫌悪感を覚えながら、生活上のあらゆる状況において身体上の性別に基づいて生活し、また周囲から扱われることを強いられるため、精神的に著しい苦痛を受けることも少なくない。

インターネットによる人権侵害

***84 プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）**

特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNSの書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、権利を侵害された者が、関係するプロバイダ等に対し、権利を侵害した発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。2001（平成13）年11月30日に公布され、2002（平成14）年5月27日に施行された。

***85 リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）**

近年、被害者である元交際相手等の性的画像をインターネット上に公表する、いわゆる「リベンジポルノ」等の行為により、被害者が長期にわたって多大な精神的苦痛を感じる被害が多発し、2013（平成25）年10月に発生した「三鷹ストーカー殺人事件」を機に、2014（平成26）年11月に国会で成立、公布・施行された。第三者が撮影対象者を特定することが出来る方法で、私事性的画像を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者に対し、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すとともに、公表目的で私事性的画像を提供した場合（例えば、SNS等によって拡散目的で特定少数者に提供する行為）、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金を科すという内容となっている。また、「プロバイダー責任制限法」に基づくインターネット上の画像削除については、プライベートとして撮影された性的画像記録に関して特例を設け、発信者の反論がない際に削除するまでの照会期間を7日間から2日間に短縮する規定が設けられた。

災害に伴う人権問題

***86 災害対策基本法**

災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された法律であり、1959（昭和34）年の伊勢湾台風を契機として1961（昭和36）年11月15日に施行された。防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成・災害予防・災害応急対策・災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めている。阪神・淡路大震災後の1995（平成7）年には、その教訓を踏まえ2度にわたり災害対策の強化を図るための改正が行われ、2011（平成23）年から2019（令和元）年までの8年間で3回にわたる大幅な改正がなされており、この間、東日本大震災等さまざまな実例から得た教訓が活かされている。

***87 避難行動要支援者名簿**

2011（平成23）年に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。この状況を踏まえ、2013（平成25）年の災害対策基本法改正において、「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること、避難行動要支援者の同意を得て（緊急時は同意を得ず）消防機関や民生委員等の避難支援等

関係者に情報提供できること、名簿の提供を受けた者及び市町村の守秘義務等を規定した。名簿掲載事項としては、掲載者の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由・その他避難支援等の実施に必要な事項とされている。

***88 避難所運営ガイドライン**

東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（2013（平成 25）年 8 月）」（その後、2016（平成 28）年に改定）が策定されたことを受け、この「指針」に基づき、市町村が取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階（準備・初動・応急・復旧）において、実施すべき対応（19 の項目）業務をチェックリスト形式で取りまとめたもの。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」と合わせて、2016（平成 28）年 4 月に作成された。

様々な人権問題

***89 先住民族の権利に関する宣言（先住民族の権利に関する国際連合宣言）**

先住民族を「国際法上の主体」として位置づけ、文化・アイデンティティ・言語・雇用・健康・教育に対する権利を含め、先住民族の個人及び集団の権利を規定している。また、先住民族の制度、文化、伝統を維持、強化し、かつニーズと願望に従って開発を進める権利を強調するとともに、先住民族に対する差別を禁止し、「先住民族に関係するすべての事項について、固有の生活様式を守り、かつ経済社会開発に対する自身のビジョンを迫及する権利も含め、完全かつ効果的に参加できるようにする。」としている。前文 23 段落と本文 46 カ条からなり、2007（平成 19）年に国連で採択された。

***90 アイヌ施策推進法（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）**

アイヌ施策の目的、基本理念、国及び地方公共団体の責務等の他、政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置、民族共生象徴空間（「ウポポイ」）の管理に関する措置、アイヌ政策推進本部の設置等が定められた法律。2019（平成 31）年 4 月 26 日公布、同年 5 月 24 日施行された。この法律に基づき、2019（令和元）年 9 月 6 日「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が定められ、市町村は「アイヌ施策を推進するための計画（アイヌ施策推進地域計画）」を作成し内閣総理大臣の認定を受けた場合に、同計画に基づく事業費について交付金（アイヌ施策推進交付金）を受けられることとなった。

***91 ホームレス自立支援法（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）**

ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関する国及び地方公共団体の責務、ホームレスの人権への配慮、地域社会の理解や民間団体の協力を得つつ必要な施策を講ずること等を定めた法律。2002（平成 14）年 7 月 31 日に議員立法で成立し、同年 8 月 7 日に公布・施行された。10 年間の時限立法だったが、2 度の改正で 25 年間に延長された。この法律に基づき、2003（平成 15）年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が定められた。

***92 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**

北朝鮮当局による拉致を始めとする人権侵害問題の解決について政府及び地方公共団体の責務を明記した法律。2006（平成 18）年 6 月 16 日議員立法により成立し、同月 23 日公布・施行された。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施、年次報告の提出及び公表、国際連携の強化、人権侵害状況が改善されない場合における抑止のために特定船舶入港禁止法や外国為替及び外国貿易法に規定された必要な措置等を講ずること等が定められている。また、政府に対して北朝鮮当局の人権侵害状況の改善に資するように政策決定するとともに、諸外国や国際機関等に対しても働きかけを行うように定めている。

***93 人身取引対策行動計画**

2000（平成 12）年 11 月に国連で「人身取引議定書」が採択され、政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を早急かつ着実に推進するため、2004（平成 16）年 4 月、法務省を含む関係省庁において「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年 12 月に国際的な組織犯罪である「人身取引」に対し政府一体となった総合的、包括的な対策を推進するため「人身取引対策行動計画」を策定した。現行計画（本基本方針策定時点）は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の上部組織である「犯罪対策閣僚会議」によって策定された「人身取引対策行動計画 2014」であり、同計画に基づく「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進している。

***94 自殺対策基本法**

国内の年間自死者数が、1998（平成 10）年以降毎年 3 万人を超える深刻な状況が続いていたことを受けて、2006（平成 18）年 6 月 21 日に議員立法で成立・公布、同年 10 月 28 日に施行された法律。自死対策が社会的な取り組みとして実施されなければならないこと、国及び地方公共団体、医療機関等の各団体が密接に連携しなければならないこと、対策の実施には国や自治体が責務を負うこと、未遂者や自死遺児への支援、自死対策に取り組む民間団体の支援、「自殺総合対策会議」の設置と政府による施策の報告義務等が定められている。2007（平成 19）年 6 月には、この基本法に基づき、政府が推進すべき自死対策の指針を示した「自殺総合対策大綱」が策定された。2016（平成 28）年の改正で、基本理念に「自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべき」と明記し、都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定を義務付けた。

***95 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）**

個人情報の定義を「生存する個人に関する情報であつて、この情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とし、その適正な取扱いに関し、基本理念及び基本方針、施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた法律。2003（平成 15）年 5 月 23 日に成立し、一般企業に直接関わる部分（罰則を含む第 4～6 章）以外の規定は即日施行された。全面施行は 2 年後の 2005（平成 17）年 4 月 1 日。

資 料

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946(昭和21)年 11月3日公布

1947(昭和22)年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

教育基本法

2006(平成18)年12月22日公布・施行

前 文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障がいのある者が、その障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

※1947(昭和22)年に公布・施行された旧教育基本法を2006(平成18)年に全部改正したもの。

第2条(教育の目標)に「男女平等」に関する条項が新たに盛り込まれた。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年12月6日公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



人権尊重の精神に基づく SDGs

「SDGs」は、「持続可能でよりよい世界」を目指すために、全世界が 2030 年までに達成すべき目標を掲げたものですが、その前文において「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」という人権尊重の精神に基づいた宣言がなされています。

このことは、世界が未来にわたって「持続可能」であり続けるためには、「人権尊重の精神」が不可欠であることを改めて示したものとと言えます。

江津市人権・同和教育推進協議会規程

〔昭和 54 年 6 月 29 日〕
教委規則第 84 号

改正 昭和 58 年 7 月 14 日教委規則第 4 号 平成 6 年 8 月 5 日教委規則第 7 号
平成 16 年 12 月 21 日教委規則第 27 号

(設置)

第 1 条 江津市における人権・同和教育を推進するため、江津市人権・同和教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから江津市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 同和地区代表者
- (2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第 4 条 協議会に、会長、副会長各 1 人及び監事 2 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

第 6 条 委員会職員は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、委員会において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
(桜江町の編入に伴う経過措置)
- 2 桜江町の編入の日(昭和 58 年 7 月 14 日)に委嘱された編入前の桜江町からの委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、他の委員の任期満了の日までとする。

附 則 (昭和 58 年 7 月 14 日教委規則第 4 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 6 年 8 月 5 日教委規則第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 21 日教委規則第 27 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の江津市人権・同和教育推進協議会規程の規定は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

江津市人権施策推進基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき、江津市における人権施策推進に関する基本的な方針を策定するため、江津市人権施策推進基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 「江津市人権施策推進基本方針」の策定に関すること。
- (2) その他江津市人権施策推進基本方針策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係者及び関係団体代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に資料の収集及び素案の作成等を行なうため、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

江津市人権施策推進基本方針策定委員名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
1	川島 幸雄	江津市社会福祉協議会 事務局長	会長
2	鹿森 偉左雄	江津市民生児童委員協議会 会長	
3	高村 洋	江津市連合自治会協議会 会長	
4	井上 和子	江津市連合婦人会 会長	
5	山田 克則	江津商工会議所 事務局長	
6	佐々木 幸恵	特定非営利活動法人ちやいるどりーむ 理事長	副会長
7	大野 淑子	江津市人権・同和教育推進協議会 委員	
8	森口 昌明	全日本同和会島根県連合会江津支部 事務局長	
9	小田 公弘	江津市教育研究会 人権・同和教育部長	
10	山崎 玲子	浜田人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者・人権部会 副部長	
11	大地本 敦子	浜田教育事務所管内 人権・同和教育専任教員	
12	松島 誠	江津市社会教育指導員	

江津市人権施策推進基本方針

2021（令和3）年3月発行

発行 江津市人権啓発センター
江津市教育委員会人権同和教育課
〒695-0011 江津市江津町672番地4
TEL/FAX 0855-52-1018